

## 肥前穴嶽石炭山経営と資金調達（一）

坪内，安衛  
私設伊万里湾域石炭産業史資料室（元立川鉱業所労働組合委員長）

<https://doi.org/10.15017/13605>

---

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として．5，pp.67-75，1975-06-25．エネルギー史研究会  
バージョン：  
権利関係：

# 肥前穴嶽石炭山経営と資金調達(一)

坪 内 安 衛

## 目 次

- 一、穴嶽炭坑の資料収集
  - 1 松浦川石坂問屋の文書
  - 2 石炭に関する資料
  - 3 報告書の記述について
- 二、藩制時代の石炭生産
  - 1 穴嶽炭坑の採掘起源
  - 2 「焼石請払帳控」文書の一考察
    - (1) 墓碑調査 (2) 聞き取り調査
  - (3) 石坂問屋の古文書から (4) 天保時代の焼石生産 (5) 天保時代の石炭坑業人
- 三、藩制末期の石炭山経営と資金調達
  - 1 藩制末期の坑業人と労働者
    - 2 石炭生産と出荷
    - 3 石炭山の資金調達 (以上、本号)
  - 四、明治初期の穴嶽石炭山の経営
    - 1 明治初期の石炭坑業人
    - 2 穴嶽炭坑区と借区権の動き
    - 3 穴嶽炭坑の炭層について
    - 4 納屋親方と坑夫
    - 5 石炭運搬と馬方
  - 五、石炭販売と資金調達
    - 1 石炭販売による資金調達
    - 2 問屋からの資金調達
    - 3 石炭山経営資金調達の新しい動き

一、穴嶽炭坑の資料収集

1 松浦川石坂問屋の文書

伊万里市の東部、大川町の相知町に隣接する地域に唐津炭田が入り込んでいる。この炭田の石炭探掘の歴史は古いが藩制時代から明治時代にかけての石炭関係資料は少なく、当時の坑業人の家からは見つけることができなかった。ところが幸いなことに坑業人以外の松浦川の川船問屋、通称石坂問屋（佐賀伊万里市大川町駒鳴区字石坂、野中氏宅から古い文書が出てきた。その文書のなかに石坂問屋圓吉が書いたと思われる郷土誌（仮題、稿本）があり、唐津炭田地帯を流れる松浦川の説明が次のように書いてある。

「松浦川ハ源流式ツアル、小城郡ヨリ発シ来ルモノヲ東川ト云フ、杵島郡の群溪ヨリ発シ西松浦郡ヲ経テ本郡ニ来ル者ヲ本川ト云フ、相知ニテ両合シテ鬼塚村ニ至リ、波多川ヲ入レ北流シテ唐津ニ至リ唐津湾ニ注グ。」この松浦川の川船問屋（通称石坂問屋）から出てきた古文書は、次の通りである。

焼石請払帳控 一枚	年号不明八月
石炭請払帳 表紙のみ	安政三年八月
習字御手本 四冊	嘉永二年以降の物
習字御手本 三冊	安政三年以降の物
読方御手本 一冊	文久二年二月
石炭販売精算覚書 一枚	慶応三年
記・貸金元帳調出 二枚	慶応三年から
駄賃精算書 一枚	年号不明七月
駄賃精算差引書 一枚	年号不明卯八月
米穀借用証 一枚	壬申正月
記・石炭受取書 一枚	年号不明成十一月
記・石炭土場出入夫賃請求書 一枚	年号不明旧七月

借用証券 数枚

記・借金支払覚書 一枚

定書（開坑資金借用） 一枚

石炭前売書 一枚

貸金請求書状 一通

約定書（借金支払済） 一枚

差出証券 一枚

借用証券 一枚

差入証券 一枚

副証券 一枚

借区廃業願 二通

大福覚帳 一冊

大福帳 一冊

諸品控帳 一冊

諸品控帳 一冊

当座帳 十七冊

2 石炭に関する資料

先記の石坂問屋文書のうち天保・嘉永・安政時代の資料と思われる文書は当家四代前の野中増太郎によって書かれている。それらは習字手本、読方手本の表紙になったり、習字の練習に使用されたりして、また当地は最近まで松浦川の洪水常襲地帯であり、度々おこる水害によって資料の多くは失われており、原形のままの大福帳としては残っていない。石炭関係資料だけについて見ると藩制時代の資料については、さきに述べたように、習字、読方手本の表紙や裏表紙に使用されている、その内側に記録されているだけである。

明治時代の資料は文久二年（大福覚帳）から明治三十九年までの諸品控帳・当座帳があるが、石炭関係の記録は明治十二年までのものし

明治七年三月  
年号不明五月

明治八年九月

明治十一年一月

明治十五年九月

明治十五年十月

明治十五年十月

明治十五年十月

明治十五年十一月

明治十二年二月

文久二年二月起

明治二年正月起

明治六年旧二月起

明治八年三月起

明治十三年—三十九年迄

かない。この外に慶応から明治初期にかけての期間に満島村、唐津村木町、水主町等の問屋の取引文書が十数点ある。

3. 報告書の記述について

(1) 松浦川石坂問屋の文書のうちから、石炭関係の文書のみ解説して、文化・文政時代から石炭を掘り続けたという穴嶽山ワタエン谷の石炭山経営と資金調達について、藩制時代から明治時代を中心に、穴嶽炭坑跡の現地調査と聞き取りなども合せて行ない、本題の報告書作成を試みることにした。

(2) この報告書は、石坂問屋の資料を中心にして述べ、他の資料の引用は極力さける。

(3) 川船と石炭関係については、別に「石炭問屋の経営と川船運行」として、まとめる考えなのでこの報告書から除くことにした。

二、藩制時代の石炭生産

1. 穴嶽炭坑の採掘起源

大川町立川区（佐賀県伊万里市）から相知町（佐賀県東松浦郡相知町大字平山字五郎谷）に通ずる県道に立川隧道がある。その隧道から一五五米手前で左折すると、明治時代石炭を大八車で運搬した車力道がある。この道をさらに三百米程奥に行つたところの、ワタエン谷というところに坑口の崩れ落ちた跡が数ヶ所ある。また、藩制時代から明治時代に採掘した「デケ石」と「三枚炭」の古坑口がある。ここら一帯が穴嶽炭坑のあったところである。

この穴嶽炭坑の採掘起源について、記述されている文献は、佐賀県立図書館蔵書の「鉱山志料調」と「鉱山沿革調」の二つがある。この二つの文献には穴嶽炭坑の採掘起源について、次のように書いてある。

① 「鉱山志料調」（明治十七年四月調）「往古鉱脈ノ溝渠又ハ地上ニ露出セルヲ燃料ニ供セリ、爾後文政年間ニ至リ・・・（後略）」。

② 「鉱山沿革調」（明治十四年二月十七日守勸第三百拾号ヲ以テ照合、同年五月十六日西松浦郡役所が長崎県勸業課御中に報告したものに「一、沿革 天保十年の頃発見・・・（後略）」。

あらたに①・②の採掘起源を裏付ける資料になるかと思われる文書「焼石請払帳控」が一枚だけ石坂問屋の文書から発見された。年号は不明のため、年号の解明と生産について究明することとした。

2. 「焼石請払帳控」文書の一考察

「焼石請払帳控」は、野中家四代前の石坂問屋増太郎が、嘉永年間に書いた習字手本の裏表紙に、二つ折りして使用されていた。文書の内容は次の通りである。

八月廿五下し

一、焼石九俵

作治郎  
伊平

〃 廿五日

一、同 八俵

幸作

〃 拾七俵

〃 四 俵

半 七渡

〃 残拾三俵

〃 八月廿八日

一、同式拾九俵

伊平

〃

一、同式拾俵

儀左衛門

〃

一、同式拾七俵

孫右衛門

〃

一、九俵

浅吉

八月廿八日

一、同 三拾四俵 庄平

〃 〃 百拾九俵

〃 〃 百三拾二俵

同 九拾俵 九月朔日

長吉 渡

梅太郎 渡

残四拾貳俵

九月朔日

一、同 拾俵 儀左衛門

九月朔日

一、同 九俵 孫右衛門

〃 〃 〃 勝助

一、同 九俵 伊平

〃 〃 〃 林作

一、同 貳拾俵

伊平 林作

九月二日

一、同 拾俵 孫右衛門

九月三日

一、同 九俵 立川 儀吉

〃 〃 〃 伊平

一、同 廿壹俵

〃 〃 〃 勝助

一、同 三拾壹俵

九月二日

一、同 拾俵

伊平 林作

〃

一、同 拾俵 勝助

〃 〃 百三拾九俵

〃 〃 百八拾壹俵

この「焼石請払帳控」文書の月日は、明確に記録してあるが、年代は不明である。しかし、石坂問屋野中増太郎が書いた習字手本などから見て、藩制時代の文書であることが容易に推定できる。これを足がかりに、年号と生産の問題解明に、次の調査を行なった。

(1) 墓碑調査Ⅱ 先ず第一に、明治時代以前の同じ名前を調査することにしたが、調査方法も適当な方法がなく、墓碑調査が名前と年・月・日等も正確に調査できると考えて、墓碑調査をすることにした。

墓碑調査の範囲は穴嶽炭坑周辺(立川区内)と石坂問屋周辺(駒鳴区の一部)の墓地調査をした結果は、焼石請払帳控文書に記録されている名前と同じ名の石碑は、次の二件しかなかった。

① 調査の中で最も古い年代に林作の名の墓が(文政六年死没)あった。このほかには林作の墓は見つけることはできなかった。

② 立川区字城野の櫛の木の木の下に、高サ一・三米もある五輪塔があつて、それは「儀左衛門墓、文政十一年戊子歳六月吉日辰六十歳而経営之」と書かれ、健在の折に建立された墓である。この五輪塔のすぐ横に並んで「釈道証・俗名儀左衛門・嘉永元年申十月十六日死没」と書かれた墓がある。このほかに墓碑調査からは当文書に記録されている同一名の墓を見つけることはできなかった。

② 聞き取り調査Ⅱ主に墓碑調査から得た資料を中心に聞き取り調査を行ない、当文書の年代に関連する次のような聞き取りを得た。

① 「焼石請払帳控」に記録されている「儀左衛門」と同じ名前

の墓、儀左衛門の子孫、久保儀六氏（伊万里市大川町立川区字城野）の家を尋ねることができた。

久保儀六氏の母堂の話によると「先祖は、酒を造り売っていた。焼物も焼いていた」と、いうことだった。さらに水田の中のコもりとした竹藪の中にある窯跡に案内を受けた。窯跡付近の焼灰の捨て場所と思われる所から石炭の燃ガラを見つけた。この竹藪の中を数ヶ所掘った。そのうちの一ヶ所数種の腐植土の下に、焼石が三糶―五糶の厚でかなりの広さの範囲にあった。焼石下の土は赤く焼けている。

② 穴嶽炭坑近くの小松茂雄氏宅（伊万里市大川町立川区上）に儀左衛門が焼いた焼物が二点（植木鉢のような物）ある。その内の一つの鉢の内側に「天保九年・儀左衛門作・七十」と刻んであった。

(3) 石坂問屋の古文書からは「焼石請払帳控」に記録されている名前と同じ名前が次のように見える。

① 安政三年 問屋

石炭請払帳

辰八月より 立川山作治郎

と書いた長帳の表紙がある。

② 「癸文久二年亥正月吉日 大福覚帳」と書いた大福帳のなかに「十二月三日・金三両三步預り・円助、友吉、長右衛門、吉与八、林作分、五山分 久平様ニ受取出」と記録されるように林作の名前が出て来る。

③ 明治四年、石坂問屋の大福帳に「一、壹両と二匁、伊平、庄平、米吉、伊平分入」と書かれ、伊平と庄平の名前がある。この大福帳に記録されている庄平の名前は、明治四年から同九年頃までの石坂問屋との取引の記録の中にもある。さらに明治十二年三月に県庁に届け出た「借区廃業願」の文書にも「西松浦郡立川村坑業人江利庄平」と書いた庄平の名前がある。

以上「焼石請払帳控」の名前と同一の名前は、資料①②③に見られる者のほかに、同文書に関連する同一名の記録は見つけることはできなかった。

(4) 天保時代の焼石生産

さて「焼石請払帳控」文書の解明の資料調査で得た資料(1)、(2)、(3)の程度で当文書の解明、または推定することは多少危険性はあるが、総合的に判断して次のことが考えられる。

まず年代の解明であるが、決定的な資料は儀左衛門の焼物窯跡からの焼石の発見である。(2)の①に記述したように焼石を発見した位置は焼土の状況から見て、直接窯を設置していた所ではなく、すぐそばに窯があつて、その窯で生石を炊き、燃ガラを取出し焼石を作っていた所と思われる。

焼石を造っていた年代については次の事が考えられる。(2)の②の聞き取りの項で述べた儀左衛門の焼物に「天保九年・儀左衛門作・七十」と刻まれている。この「七十」は、儀左衛門が建立した五輪塔「儀左衛門墓文政十一年戊子歳六月吉辰六十歳而経営之」と、刻まれた文政十一年という年から考えて、天保九年にちょうど儀左衛門が七十才になることと一致する。以後「嘉永元年十月十六日」儀左衛門は八十才でこの世を去った。儀左衛門の後継者、半四郎が焼物を焼いた記録もなく先祖からの言伝えもない。いま残っている話では「半四郎は歌舞伎芝居がすきで、芝居を請け興業して財産を減らした」ということである。また、いまでも村の者は当家を通称酒屋と呼んで、焼物の事は知らない。以上の儀左衛門に関する調査資料などから判断して、石坂問屋にある「焼石請払帳控」に記録される儀左衛門と天保時代に窯元をしていた儀左衛門は同一人物であると推定できる。したがって、石坂問屋の「焼石請払帳控」は、天保時代の文書と思われる。第二節一項に述べた文化・文政の発見説、天保時代の自家燃料自給説がある

が、当石坂問屋の文書は、前記の説を裏付け、また、天保時代にはすでに穴獄炭坑の採掘は自家燃料以外に、市販もしていたと思われる。

(5) 天保時代の石炭坑業人

天保時代には穴獄炭坑で、かなりの石炭採掘が行なわれたものと考えられるが、この「焼石請払帳控」文書の記録に見られる者全てが石炭坑業であるかという問題については、他に資料も少いから即断はできないが、次の事が考えられる。

① 第一に儀左衛門は、石炭坑業人でなく、むしろ大きい窯元であったと思われる。儀左衛門の墓地には「大村権助墓（大村は、現在の長崎県大村市のことと思われる。年代は風化のため不詳）儀左衛門建立」とある。このほかにも職人の墓と思われる墓がいくつもあった。また儀左衛門窯で焼いた焼物に石井弁六と職人の名前が刻んである。こうした多くの職人の雇用状況から見て、当時としてはかなりの窯元であったと考えられる。焼物窯の焼料には生石を買入、その燃えがらは消炭にして、焼石として出荷したものと考えられる。

② 石坂問屋の資料で(3)の①の資料によると、安政三年辰八月頃には立川山に作治郎が石炭採掘していたと思われる。「石炭請払帳（長帳面）の表紙に作治郎の名前が記録されている。この作治郎は「焼石請払帳控」に記録されている作治郎とは同一人物ではないかと思われる。その理由は、他に資料も全くないので安易に判断はされないが、天保から安政と、年代的には、同一人物と見ても無理はないと考えられるからである。したがって作治郎は天保時代の石炭坑業人であったと考えられる。

③ 藩制末期から、明治初期に於ける間には「焼石請払帳控」文書に記録されている林作、伊平、庄平と同一の名前が、石坂問屋の古文書にも出て来るが、同一人物であるか、どうかについては、判断をする資料もない。しかし、年代的に開きがある点からみて「焼石請払

帳控」文書に記録されている人物と同一人物であるとは、考えられない。

以上「焼石請払帳控」文書の一考察は、資料の少いため、解明に多くの疑問を残して未完結のままであるが、他の資料とてらし合せながら解明していきたい。

三、藩制末期の石炭山経営と資金調達

1. 藩制末期の坑業人と労働者

石坂問屋の古文書には、穴獄炭坑のことが「石炭山」又は「立川山」と記録されている。さらに石炭坑業人のことが「山方」と記録されている。

① 藩制末期の石炭坑業人についての記録は少ない。石坂問屋の大福覚帳・大福帳に「山方」と記録される石炭坑業人は

圓助、友吉、長右衛門、吉与八、林作、久平、亀吉、久左衛門

以上の八人である。

② 藩制末期の坑夫についての記録も少ない。明治時代に穴獄炭坑の坑業人であった人、その子孫や古老などの話では、石炭山に働いていた坑夫は村内の者が多かった。また近隣の村からも来ていたということがある。

ワタエン谷には、坑口のそばに納屋が建っていた。穴獄炭坑にも藩制時代の頃から現在の佐賀県以外の、県外労働者が就労していたと思われる墓が一つある。

嘉永三年戊二月廿日死没

积知光彦女

長崎県フチ村イ寺 割石本田市蔵娘

と、書かれ、仏像を刻んだ市蔵の娘の墓がある。この墓石に刻まれている「割石」とは、現代の掘進夫のことである。市蔵は嘉永年間に穴

嶽炭坑の掘進をしていたと思われる。(割石のことについては後述する)

## 2. 石炭生産と出荷

安政三年に、石坂問屋の主人野中増太郎が書いた習字手本の中に、立川山の各山方に連絡した文書と思われるものがある。

「石炭長崎表江相廻候ニ付、早々ニ土場江御出可被下候」

と、あるように穴嶽炭坑も、文化・文政の頃に発見されて以来、天保・嘉永・安政を通してかなりの生産、販売がおこなわれていたものと思われる。

文久から元治年間に、唐津小笠原藩は石炭産業の重要性を認め、藩営ののりだした。

この頃、石坂問屋の主人は増太郎から圓吉に代わった。文久二年正月吉日起、大福覚帳に、石炭関係の記録がある。また、石炭出荷販売と精算覚書等の文書がある。その一部を紹介する。

卯四月

一、生石三万六千斤 中下し

内壱万六千斤 川ながれ

残石貳万五百斤 久左衛門

代壱、六百四拾文

・・・(後略)

久左衛門は慶応三年四月に石炭三万六千斤を松浦川の石坂土場に出荷したが、そのうち松浦川の洪水によって壱万六千斤が流されている。

久左衛門の生産出荷高と、明治初期の穴嶽炭坑の年間総出荷高百万斤との(鉱山志料によると)割合から見ると、彼は当時の山方中での大量生産者の一人ではないかと思われる。

久左衛門の記録のほかに、久平の「石炭出荷と駄賃精算書」があるから紹介する。

此駄賃拾八、四十八文

一、上石八千斤

十三八四

代百拾、七、七百拾拾文

内駄賃引

残九拾貳、七、七拾貳文

内拾兩取

指引

残式拾三、七、七拾貳文

代金三兩壱歩、六百六十文

卯八月

立川村 久平様

石坂

圓吉

この久平の「石炭出荷と駄賃精算書」によると、慶応三年頃の石炭運搬駄賃が、上石千斤当り二、二百五拾六文になる(運搬は穴嶽炭から、石坂問屋まで約一里(四キロ米)ある)また、当文書に書いてある「上石」とは、塊炭ばかりを選別したものである。その炭価は千斤当り十三、八、四百拾文である。前記の久左衛門の「生石」(生石とは、石炭のことで品質名ではない)千斤当り、八十文と、値差があるのは並石であるためか、洪水で土砂かぶりの為だろうか、明確でない。また久平は、穴嶽炭坑の山方連中のなかでも、石炭生産には意欲的に取組んでいたように、石坂問屋の文書などの記録からも見うけられる。

## 3. 石炭山の資金調達

穴嶽炭の始どの石炭山経営者、即ち石炭坑業人は、藩制時代から明治初期の頃まで立川村の農民であった。農業の経営規模も中農以下のもが多く、あらたに炭坑を開坑しようとする事は、自己資金だけでは当時の農民にとって不可能であった。また、担保物権と弁済受人を

たてないと資金が借れなかつたので、誰でも開坑できるということは、ならなかつた。従つて零細な農業経営者の中には、穴嶽炭坑に働き資金をつくつて開坑した人もいる。石坂問屋の大福覚帳に次の記録がある。

① 寅七月二日

一、裸麦売表 (久平分 政平渡)

金三步式朱相渡

② 寅八月七日

庄平払

一、三百目 長右衛門

③ 寅八月十一日

長右衛門内庄平渡

一、此百拾匁 半七

④ 寅九月二日

一、此百九十三匁 庄平渡

一、三百目ト三匁 是長右衛門分払

①は久平の炭坑に政平が働き、賃金のかわりに現物の麦一俵を、石坂問屋が立替払いをしたものである。この時、政平は二十才(慶応二年寅七月)であつた。立川村の古老の話によると、貧農であつたが、働きに働き、資金も少しは得ることが出て、石炭採掘経験を得て、社会的信用を得た政平は、明治三年、二十四才で石炭坑業人になり、石坂問屋とも山方として取引していた。後に穴嶽炭坑石炭坑業人では唯一人の大成者となり、いまも立川村に田代政平の公德碑が建てられている。唐津市大名町には明治時代に建築した(現在観光旅館「綿屋」)御殿のような家がある。

②、④は、長右衛門経営の炭坑に働いた庄平に、石坂問屋が、長右

衛門に代つて賃金等の立替払をした記録である。

③は、長右衛門が唐津材木町の半七(米、諸物商人)に石炭を売り、その石炭売買契約内金から庄平に賃金等を支払つた記録である。

庄平もこのようにして炭坑に働き、資金と経験を得て、明治二年から同十二年まで石炭坑業人として立川山で石炭を採掘していた。

藩制時代には拝借制度があつたが、穴嶽炭坑資料には拝借金関係の資料は見られない。しかし、藩制時代に石炭出荷、販売、川船運行等に実権を振るつていた。唐津、満島の間屋との取引はしていた記録が、石坂問屋の大福覚帳に次のような記録がある。

右石村差式文宛致之成

丑八月より

こ免屋 小平

一、焼石売文 松本屋 源助

肥前屋 佐七

加登屋 伝治郎

一、四加登

この四加登(かど)は慶応元年に生石百斤につき式文、焼石一俵につき式文宛、問屋によつて土場賃として村に納められたものである。こうして問屋との石炭の取引をしていたが、決して、山方自身が直接に現金の取引はしないで、一切の取引は石坂問屋が、唐津、満島の間屋から受取、各山方に精算をしていたのである。例えば次の記録にも見られるように生活一切の費用まで石坂問屋が、前貸、又は内払、立替払をしていたのである。

寅三月廿二日

一、此六百匁 肴代

一、此九百六十匁 久平酒二升代

寅五月廿日

はんでん老枚 久平

十八匁相渡(註)はんでん老枚代金)

寅十月四日

一、金式歩下一匁 相渡

長右衛門

四月廿八日

一、拾匁 立川圓助

さらに、石坂問屋が立川山、山方に貸出した貸金元台帳調出書を見ると、次のような記録もある。

記 亀吉江貸金元帳調出

卯年八月 石炭代

一、金三円式拾八錢七厘

此利三円九拾四錢四厘年中老割五分<sup>ハケ年分</sup>……(後略)

この記録は、明治八年十月三日に調出して亀吉に精算するように請求されたものである。

慶応三年に亀吉が石炭代を前借りしていたが、石炭を掘っても掘っても、この借金の精算まで出来なかつたのであろう。ハケ年間も伸びに伸びた借金は、年老割五分の利息で元金より多くなつたのである。

穴嶽炭坑の場合は、全て資金調達は石坂問屋にたよつていた。また石坂問屋は、現在の商事の役割と銀行の役割をもち、川船の支配権をもつて、この地方での経済的実力者でもあつた。山方連中は、生活、経済的にも一切をこの問屋に依存し、ワタエン谷に石炭山を経営し、生活を守つて来たが、かならずしも、その生活は平担でなく、追い詰められていた。

ところが社会は、幕末から明治維新へと激動する。この動乱の中の戦備拡充の為に、石炭の需要が増大し、穴嶽山ワタエン谷に多くの石炭山が開坑されていった。

(未完)

秀村選三他編集

## 九州石炭礦業史資料目録

第一集

(全八巻の内)

A5版 六二〇頁

並製 六、五〇〇円(送料別)

明治以降の九州石炭礦業史に関する文献目録、三井鉱山、直方市石炭記念館、九州大学産業労働研究所等の所蔵資料や、麻生家等諸家の文書、宮崎太郎文庫等の目録を収め、日本石炭礦業の歴史的研究を推進するため必携の書。(毎年一冊刊行予定)。

財団法人 西日本文化協会刊